1. 国際協会会則及び付則の改正(第98回国際大会2015年6月米国ハワイ州ホノルル)

● 会則第5条1,3項,付則第2条1,2,4項,第4条1項,第6条3項,第8条3項,第9条3項

改正 (55 版)

旧(54版)

ライオンズ必携第55版 P.41-44

国際会則第5条 役員及び国際理事会

第1項 役員。本協会の役員は、会長、前会長、第一副会長、第二副会長、<u>第三副会長*</u>(以上は執行役員である)、国際理事、地区ガバナー、運営役員、並びに国際理事会が指定するその他の役員である。

第2項(省略)

第3項 国際理事会の会則地域別構成及び選挙。

国際理事会は、会長、前会長、第一、第二、及び第 三*副会長並びに、下記の通りに選出される理事で 構成される。

[2016-2017年度より有効]

各偶数年に 17 人の理事、すなわちインド、南アジア、アフリカ及び中東のクラブから 3 人、オーストラリア、ニュージーランド、パプア・ニューギニア、インドネシア及び南太平洋諸島のクラブから 1 人、ヨーロッパのクラブから 3 人、東洋東南アジアのクラブから 3 人、南アメリカ、中央アメリカ、メキシコ、カリブ海諸島のクラブから 1 人、米国及びその領域、バミューダ、バハマ諸島のクラブから 6 人を選出するものとする。

[2017-2018年度より有効]

各奇数年に17人の理事、すなわちインド、南アジア、アフリカ及び中東のクラブから2人、カナダのクラブから1人、ヨーロッパのクラブから3人、東洋東南アジアのクラブから4人、南アメリカ、中央アメリカ、メキシコ、カリブ海諸島のクラブから1人、米国及びその領域、バミューダ、バハマ諸島のクラブから6人を選出するものとする。

[2018-2019年度より有効]

各偶数年に 17 人の理事、すなわちインド、南アジア、アフリカ及び中東のクラブから 4人、オーストラリア、ニュージーランド、パプア・ニューギニア、インドネシア及び南太平洋諸島のクラブから 1人、ヨーロッパのクラブから 3人、東洋東南アジアのクラブから 3人、南アメリカ、中央アメリカ、メキシコ、カリブ海諸島のクラブから 1人、米国及びその領域、バミューダ、バハマ諸島のクラブから 5人を選出するものとする。

ライオンズ必携第 54 版 P.41-42

国際会則第5条 役員及び国際理事会

第1項 役員。本協会の役員は、会長、前会長、第一副会長、第二副会長(以上は執行役員である)、 国際理事、地区ガバナー、運営役員、並びに国際理事会が指定するその他の役員である。

第2項(省略)

第3項 国際理事会の会則地域別構成及び選挙。

国際理事会は、会長、前会長、第一及び第二副会長、並びに、下記の通りに選出される理事で構成される。

各偶数年に17人の理事、すなわちインド、南アジア、アフリカ及び中東のクラブから2人、オーストラリア、ニュージーランド、パプア・ニューギニア、インドネシア及び南太平洋諸島のクラブから1人、ヨーロッパのクラブから3人、東洋東南アジアのクラブから3人、南アメリカ、中央アメリカ、メキシコ、カリブ海諸島のクラブから1人、米国及びその領域、バミューダ、バハマ諸島のクラブから7人を選出するものとする。

各奇数年に17人の理事、すなわちインド、南アジア、アフリカ及び中東のクラブから2人、カナダのクラブから1人、ヨーロッパのクラブから3人、東洋東南アジアのクラブから3人、南アメリカ、中央アメリカ、メキシコ、カリブ海諸島のクラブから1人、米国及びその領域、バミューダ、バハマ諸島のクラブから7人を選出するものとする。

(*第三副会長職は 2016-2017 年度より復活する。また 2016年から3年間にわたって、米国を代表する理事を3人減らし、ISSAME(インド、南アジア、アフリカ及び中東)を代表する理事を2人とOSEAL(東洋東南アジア)を代表する理事1人を増やす。)

旧(54版)

ライオンズ必携第 55 版 P.53-54

国際付則 第2条国際理事会選挙

第1項 国際大会における選挙。協会の会長、第一副会長、第二副会長、第三副会長*、並びに全理事は、年次国際大会において無記名投票で選出される。国際大会が開かれる地区(単一、準、複合)内のクラブ会員は、会長、第一副会長、及び第二副会長の役職を除き、役員職に選ばれることはできない。

第2項 第三*副会長立候補の資格。

- (a) 国際第三*副会長候補者は:
 - (1) グッドスタンディングのクラブのグッドスタ ンディングの正会員であり、
 - (2) 選挙又は任命により国際理事としての任期を満了したか満了を控えている者で、
 - (3) 所属地区(単一、準、複合)の大会で推薦を得ていること。但し、単一地区又は準地区の大会が候補者を推薦することができるのは、かかる推薦を行う時に、単一地区又は準地区が国際付則第8条2項の規定する地区の最低条件を満たしている場合に限る。
 - (4) 本付則又は会則の規定通りに、所属地区(単一、準、複合)の推薦証明を得た者でなければならない。この推薦証明は、同候補者が第三副会長に選出された場合には、本協会の更に上位の役職に就く場合の推薦証明ともみなされる。
- (b) 本付則又は会則の規定に従って補充される役職に空席が生じた場合を除き、第三副会長*を務めたクラブ会員のみを第二副会長に、第二副会長を務めたクラブ会員のみを第一副会長に、第二及び第一副会長を務めたクラブ会員のみを国際会長に選出することができる。本付則又は会則の規定に従って補充される会長又は副会長職に空席が生じた場合には、現在国際理事を務めているか又は務めたことのあるクラブ会員を、その空席補充のために任命することができる。

(*第三副会長職は2016-2017年度より復活する。)

ライオンズ必携第 54 版 P.51-52

国際付則第2条国際理事会選挙

第1項 国際大会における選挙。協会の会長、第一副会長、第二副会長、並びに全理事は、年次国際大会において無記名投票で選出される。国際大会が開かれる地区(単一、準、複合)内のクラブ会員は、会長及び第一副会長の役職を除き、役員職に選ばれることはできない。

第2項 第二副会長立候補の資格。

- (a) 国際第二副会長候補者は:
 - (1) グッドスタンディングのクラブのグッドス タンディングの正会員であり、
 - (2) 選挙又は任命により国際理事としての任期を満了したか満了を控えている者で、
 - (3) 所属地区(単一、準、複合)の大会で推薦を得ていること。但し、単一地区又は準地区の大会が候補者を推薦することができるのは、かかる推薦を行う時に、単一地区又は準地区が国際付則第8条2項の規定する地区の最低条件を満たしている場合に限る。
 - (4) 本付則又は会則の規定通りに、所属地区(単一、準、複合)の推薦証明を得た者でなければならない。この推薦証明は、同候補者が第二副会長に選出された場合には、本協会の更に上位の役職に就く場合の推薦証明ともみなされる。
- (b) 本付則又は会則の規定に従って補充される役職に空席が生じた場合を除き、第二副会長を務めたクラブ会員のみを第一副会長に、第二及び第一副会長を務めたクラブ会員のみを国際会長に選出することができる。本付則又は会則の規定に従って補充される会長又は副会長職に空席が生じた場合には、現在国際理事を務めているか又は務めたことのあるクラブ会員を、その空席補充のために任命することができる。

旧(54 版) ライオンズ必携第54版 P.53-54

ライオンズ必携第55版 P.55-56

国際付則第2条 国際理事会選挙 第4項 候補者推薦及び推薦証明。

(a) 空席が生じて本付則又は会則の規定の下に役職 が補充される場合(この場合の立候補には推薦も推 薦証明も必要としない)を除き、それぞれ該当する単 一地区キャビネットあるいは準地区キャビネット 及び複合地区協議会の議長及び幹事は、国際本部か ら提供される用紙を使って、地区ガバナー以外のす べての国際役員候補者の推薦を証明しなければな らない。この推薦証明書は、国際理事候補者の場合 には、推薦された候補者に対して投票が行われる国 際大会開催日の30日前までに、第三*副会長候補者 の場合には90日前までに、国際本部に到着してい なければならない。ファックス又は電子メールで推 薦証明を通知することができるが、ファックス又は 電子メール送信後 3 日以内に推薦証明書を送付し て、証明を確認しなければならない。そのような推 薦証明書が提出され国際本部で受領されない限り、 推薦は有効にならない。

(以下略)

ライオンズ必携第55版 P.63

国際付則第6条 年次国際大会

第3項 大会役員。本協会の会長、第一、第二及び第 三*副会長、幹事、並びに会計は、国際大会の役員に なる。会長は国際理事会の承認を得て、国際大会の ために必要な他の役員を任命することができる。

(*第三副会長職は2016-2017年度より復活する。)

参考:1995 年ソウル国際大会で第三副会長職の廃止が決議され、1997 年フィラデルフィア国際大会終了時をもって第三副会長職が廃止された。上記のとおり 2015 年ホノルル国際大会での改正により、2016 年福岡国際大会では、第二副会長および第三副会長が同時に選出される。

国際付則第2条 国際理事会選挙 第4項 候補者推薦及び推薦証明。

(a) 空席が生じて本付則又は会則の規定の下に役 職が補充される場合(この場合の立候補には推薦も 推薦証明も必要としない)を除き、それぞれ該当す る単一地区キャビネットあるいは準地区キャビネ ット及び複合地区協議会の議長及び幹事は、国際 本部から提供される用紙を使って、地区ガバナー 以外のすべての国際役員候補者の推薦を証明しな ければならない。この推薦証明書は、国際理事候補 者の場合には、推薦された候補者に対して投票が 行われる国際大会開催日の30日前までに、第二副 会長候補者の場合には90日前までに、国際本部に 到着していなければならない。ファックス又は電 子メールで推薦証明を通知することができるが、 ファックス又は電子メール送信後 3 日以内に推薦 証明書を送付して、証明を確認しなければならな い。そのような推薦証明書が提出され国際本部で 受領されない限り、推薦は有効にならない。

(以下略)

ライオンズ必携第54版P.61

国際付則第6条 年次国際大会

第3項 大会役員。本協会の会長、<u>第一及び第二</u>副会長、幹事、並びに会計は、国際大会の役員になる。会長は国際理事会の承認を得て、国際大会のために必要な他の役員を任命することができる。

ライオンズ必携第55版P.59

国際付則第4条 国際理事会の委員会

第1項 常設委員会。会長は、国際理事会の承認を得て、三人以上の構成員、但し長期計画委員会の場合には七人以下の構成員から成る下記の常設委員会を任命する。各委員会は、国際理事会の定例会議において報告しなければならない。

- (a) 監査
- (b) 会則及び付則
- (c) 大会
- (d) 地区及びクラブ·サービス
- (e) 財務及び本部運営
- (f) リーダーシップ<mark>開発</mark>
- (g) 長期計画
- (h) 会員増強
- (i) PR
- (i) 奉仕事業
- (k) 協会の運営に必要と考えられるその他の委員会

(Leadership から Leadership Development に委員会名称を変更。)

ライオンズ必携第 55 版 P.69-70

国際付則第9条 地区大会及び選挙

[2016年7月1日より有効]

第3項 クラブ代議員方式。協会及び地区(単一、準、複合)においてグッドスタンディングである各正クラブは、大会が開かれる月の前月1日付国際本部の記録に基づき少なくとも1年と1日クラブに在籍している会員10人ごと及びその過半数の端数について、代議員一人及び補欠一人を地区大会(単一、準、複合)に出席させることができる。(中略)

クラブは、大会議事規則によって定められた代議員 資格証明締切り時の 15 日前までに滞納金を支払っ て、グッドスタンディングとなることができる。

(上記改訂個所は、2016年7月1日より有効となる。)

旧(54版)

ライオンズ必携第54版P.57

国際付則第4条 国際理事会の委員会

第1項 常設委員会。会長は、国際理事会の承認を得て、三人以上の構成員、但し長期計画委員会の場合には七人以下の構成員から成る下記の常設委員会を任命する。各委員会は、国際理事会の定例会議において報告しなければならない。

- (a) 監査
- (b) 会則及び付則
- (c) 大会
- (d) 地区及びクラブ·サービス
- (e) 財務及び本部運営
- (f) リーダーシップ
- (g) 長期計画
- (h) 会員増強
- (i) PR
- (i) 奉仕事業
- (k) 協会の運営に必要と考えられるその他の委員会

ライオンズ必携第54版P.66-67

国際付則第9条 地区大会及び選挙

第3項 クラブ代議員方式。協会及び地区(単一、準、複合)においてグッドスタンディングである各正クラブは、大会が開かれる月の前月1日付国際本部の記録に基づき少なくとも1年と1日クラブに在籍している会員10人ごと及びその過半数の端数について、代議員一人及び補欠一人を地区大会(単一、準、複合)に出席させることができる。

(中略)

クラブは、大会議事規則によって定められた代議 員資格証明<u>締切り時</u>までに滞納金を支払って、グッドスタンディングとなることができる。

ライオンズ必携第55版P.64-65 ライオンズ必携第54版P.62-63

国際付則第8条 地区機構

第3項 地区再編成。複合地区となることを希望するすべての単一地区、もしくは、一つまたはそれ以上の準地区を追加すること、あるいは一つまたはそれ以上の既存の準地区に何らかの変更を加えることを希望するすべての複合地区は、それぞれ35クラブ及び1,250人の会員を有する単一地区または準地区と複合地区の大会で過半数の票により承認された地区再編成案を、国際理事会に提出する。一つまたはそれ以上の準地区が35クラブ及び1,250人の会員を下回る場合においては、複合地区大会で過半数の票により承認された地区再編成案を、国際理事会に提出する。場合においては、複合地区大会で過半数の票により承認された地区再編成案を、国際理事会に提出する。

各地区再編成案は、各予定準地区が少なくとも 35 のライオンズクラブおよび合計 1,250 人以上のグッドスタンディングの会員を有することを条件に、国際理事会によって考慮される。ただし、複合地区内の準地区数を減少させる場合はこの限りではない。理事会は、再編成案の承認を検討するに当たって、その他妥当と思われる要素を勘案することができるし、クラブ数及び(又は)会員数の追加を要求することができる。

(以下略)

(地区再編成案が一つまたはそれ以上の準地区を整理統合するものであり、そのうちの一つまたはそれ以上の準地区が35クラブ及び1,250人の会員を下回る場合においては、複合地区がその複合地区大会で地区再編成案を(影響を受ける正規の準地区の承認なしに)承認できる。)

国際付則第8条 地区機構

第3項 地区再編成。複合地区になることを希望するすべての単一地区と、一つかそれ以上の準地区を追加すること、または何らかの形で一つかそれ以上の既存の準地区を変更もしくは再編成することを希望するすべての複合地区は、それぞれの単一地区の大会で承認された再編成案を、また複合地区再編成の場合には、複合地区の大会並びに再編成する準地区の大会で承認された再編成案を、全予定準地区の境界線を示す地図及び各予定準地区に属するライオンズクラブのリストと共に、国際理事会に提出する。但し、再編成するそれぞれの準地区が、第8条2項に規定される地区の最低条件を満たしていない場合には、再編成する準地区の大会における承認は必要とされない。

旧(54版)

各地区再編成案は、各予定準地区が少なくとも35のライオンズクラブおよび合計1,250人以上のグッドスタンディングの会員を有することを条件に、国際理事会によって考慮される。ただし、複合地区内の準地区数を減少させる場合はこの限りではない。理事会は、再編成案の承認を検討するに当たって、その他妥当と思われる要素を勘案することができるし、クラブ数及び(又は)会員数の追加を要求することができる。

(以下略)

(第1段落を全文削除し、差し替える。)

註:2015年6月国際理事会でLCIFが新組織に変わり、国際理事会方針書第16章LCIFが削除された。そのため第17章ライオン誌は第16章となり、以降の章もそれぞれ繰り上げされた。国際理事会方針書第17章会員の正会員の規定および会員種別と義務、権利および特権の表が改められた。

改正 (55 版)

旧(54版)

ライオンズ必携第55版P.88-92

ライオンズ必携第54版P.85-90

国際付則 別紙A-会員種別

a.正会員 クラブ,地区,または国際協会の役職に立候補する資格(ただし資格要件を満たしている場合)と,会員の投票を要するあらゆる事項に対する投票権を持つ会員。義務には,速やかな会費納入,クラブ活動参加,並びに地域社会に対してクラブの良い印象を与えるような言動が含まれる。この種類の会員は、クラブ代議員数算出の対象となる。

国際付則 別紙A-会員種別

a.正会員 ライオンズクラブの会員であることか ら生じるすべての権利と特権を持ち、又すべての 義務を負う会員。この権利には、他に規定される 資格を有していることを条件に、クラブ、地区、 及び国際協会の役職に就く権利、並びにあらゆる 事項に対する投票権が含まれる。義務には、定期 的な出席、速やかな会費納入、クラブ活動参加、 並びに地域社会に対してクラブの良い印象を与え るような言動が含まれる。家族会員プログラムの 基準に定められる通り、有資格の家族員は正会員 であり、正会員としてのすべての権利と特権を有 するものとする。学生会員プログラムの基準に規 定される通り、有資格の学生会員、元レオ及び若 年成人会員は正会員であり、正会員としてのすべ ての権利および特権を有するものとする。この種 類の会員は、クラブの代議員数算出の対象とな る。

(正会員の義務から定期的な出席を削除する。)

ライオンズ必携第55版(新)

国際付則 別紙B-会員種別表

種別	会費即時支払 (クラブ,地 区,国際)	クラブ活動 参加	良い印象 を与える 言動	クラブ, 地 区又は国際 の役職への 立候補	投票権	地区又は国際の大会への代議員
正会員	必要	必要	必要	有	有	有
賛助会員	必要	可能な時	必要	無	クラブ事項の み	無
準会員	クラブ会費のみ 支払う	可能な時	必要	無	地区大会(第 1クラブ) クラブ事項 (第1及び第 2クラブ)	無
名誉会員	必要なし クラブが国際及び地区の会費を支払う	可能な時	必要	無	無	無
終身会員	クラブ及び地区 の会費を支払 い,国際会費は 支払わない	可能な時	必要	正会員の義 務を果たし ていれば有	正会員の義務 を果たしてい れば有	正会員の義 務を果たし ていれば有
不在会員	必要	可能な時	必要	無	クラブ 事 項の み	無
優待会員	必要	可能な時	必要	無	有	有

(義務、権利と特権の2つの表を1つの表にまとめ、「定期的な出席」の欄を削除。なお、名誉会員の活動参加「不要」は「可能な時」に変更された。)

ライオンズ必携第54版(旧)

義務

48400						
カテゴリー	定期的な出席	会費即時支払	クラブ活動参加	良い印象を与え		
		(クラブ、地区、国際)		る言動		
正会員	必要	必要	必要	必要		
賛助会員	必要なし	必要	可能な時	必要		
準会員	第1クラブでは必要、第2ク ラブでは必要なし	クラブ会費のみ支払う	可能な時	必要		
名誉会員	必要なし	必要なし クラブが国際及び地区の会 費を支払う	必要なし	必要		
終身会員	必要なし	クラブ及び地区の会費を払 い、国際会費は払わない	可能な時	必要		
不在会員	必要なし	必要	可能な時	必要		
優待会員	必要なし	必要	可能な時	必要		

権利と義務

1100 1 4 - 0/4/04							
カテゴリー	クラブ、地区又は国際 の役職に立候補	投票権	地区又は国際の大会への 代議員				
正会員	有	有	有				
賛助会員	無	クラブ事項のみ	無				
準会員	無	地区大会(第 1 クラブ)、クラブ 事項のみ(両方)	無				
名誉会員	無	無	無				
終身会員	正会員の義務を果たし ていればできる	正会員の義務を果たしていれば できる	正会員の義務を果たしてい ればできる				
不在会員	無	クラブ事項のみ	無				
優待会員	無	有	有				

2. ライオンズクラブ会則および付則標準版の改正(2015年6月ホノルル国際理事会)

● 付則第1条1,8項,第4条1項,第5条3項,第7条1項,別紙

改正 (55 版)	旧(54版)
-----------	--------

ライオンズ必携第55版P.113

標準版ライオンズクラブ付則 第1条会員 1項 会員種別

(a) 正会員: クラブ,地区,または国際協会の役職に立候補する資格(ただし資格要件を満たしている場合)と、会員の投票を要するあらゆる事項に対する投票権を持つ会員。義務には、速やかな会費納入、クラブ活動参加、並びに地域社会に対してクラブの良い印象を与えるような言動が含まれる。この種類の会員は、クラブ代議員数算出の対象となる。

煙進版ライナンプクラブ付削 第1条会

ライオンズ必携第54版P.112

標準版ライオンズクラブ付則 第1条会員 1項 会員種別

(a) 正会員: ライオンズクラブの会員である ことから生じるすべての権利と特権を持ち、又す べての義務を負う会員。この権利には、他に規定 される資格を有していることを条件に、クラブ、 地区、及び国際協会の役職に就く権利、並びにあ らゆる事項に対する投票権が含まれる。義務に は、定期的な出席、速やかな会費納入、クラブ活 動参加、並びに地域社会に対してクラブの良い印 象を与えるような言動が含まれる。家族会員プロ グラムの基準に定められる通り、有資格の家族員 は正会員であり、正会員としてのすべての権利と 特権を有するものとする。学生会員プログラムの 基準に規定される通り、有資格の学生会員、元レ 才及び若年成人会員は正会員であり、正会員とし てのすべての権利および特権を有するものとす る。この種類の会員は、クラブの代議員数算出の 対象となる。

(正会員の義務から、「定期的な出席」を削除する。)

旧(54版)

ライオンズ必携第55版 P.118

標準版ライオンズクラブ付則第1条会員

8項 出席および参加 クラブは、その会合および 活動への定期参加を奨励する。

「ATTENDANCE AND PARTICIPATION.」

The club shall encourage regular <u>participation in</u> club meetings and activities.

(項目見出しを英語原文と一致させ、出席よりも参加を 強調する。)

attendance at → participation in

(日本語翻訳の「参加」は変わらないが、原文の意味合いは、会合およびアクティビティに積極的に参画して関わりを持つことを意味している。)

P.125

クラブ付則第4条委員会

1 項 常設委員会 クラブ会長は次の常設委員会 を設置することができる。ただし、会員委員長は、選挙で選ばれるものとする。 <u>この他にも、クラブ理</u>事会が決定した委員会を設けることができる。

(a) 運営委員会

会則および付則 財務 (以下略)

P.126

クラブ付則第5条会合

3 項 クラブ例会/催し 本クラブの例会は、理事会に推薦され、クラブで承認された日時および場所で、開かれる。本会則および付則で他に特に定められる場合を除き、理事会が例会および/または催しについてクラブ全会員に的確に連絡し参加を促すのに適当と定めた方法で、例会の通知が行われる。クラブの例会はクラブの会員が決定した奉仕事業またはその他の催しに置き換えることができる。(クラブは毎月少なくとも1回会議、催し、もしくは奉仕活動を行うことが奨励される)。

見出しの原文

REGULAR CLUB MEETINGS/EVENTS

ライオンズ必携第54版 P.117

標準版ライオンズクラブ付則第1条会員

8項出席 クラブはクラブの会合と活動への規則正しい参加を奨励しなければならない。会員が引き続き会合または活動に参加しない時は、クラブはその会員と連絡を取り、規則正しい参加を奨励するようあらゆる努力をする。年間皆出席賞は、12ヶ月間本クラブの定例会議に出席しているか、または例会を欠席したときは規則に従ってメーク・アップをした会員に与えられる。

TATTENDANCE AND PARTICIPATION.

The club shall encourage regular <u>attendance at club</u> meetings and activities.

(第1文中のアテンダンスの文言を差し替え、第2文以下 を削除する。)

P.124

クラブ付則第4条委員会

1 項 常設委員会 クラブ会長は次の常設委員会を設置することができる。ただし、会員委員長は、選挙で選ばれるものとする。

(a) 運営委員会

出席 会則および付則 財務 (以下略)

(出席委員会を一覧から削除し、クラブ理事会は追加の 委員会を設けることができるようにする。)

P.126

クラブ付則第5条会合

3項 例会 本クラブの例会は、理事会によって 推薦され、クラブで承認された日時および場所で 開かれる。すべての例会は決定された時刻どおり 速やかに開会し、また閉会する。本会則および付 則でほかに特に規定する場合を除き、例会の通知 は理事会が適当と認めた方法で各会員に対して 行われる(クラブは少なくとも月2回は例会を開 くよう推奨されている)。

(例会よりもクラブの催しに参加することを重視する条文に変更された。)

ライオンズ必携第54版 P.129

ライオンズ必携第55版 P.129-130

クラブ付則第7条クラブ支部運営

1項 クラブ支部役員 支部を構成する会員が支部 長、幹事および会計を選出する。以上の3人と支 部連絡員が支部の執行委員会を構成する。支部の 会員は、親クラブ理事会のメンバーとなる支部長 を選出する。また、支部の種々記録、予定されてい る支部活動, 月例財務報告書を提供し, 支部と親ク ラブとの間の率直な話し合いおよび効果的なコミ ュニケーションを推進する努力を統制するため, 支部長には、親クラブの例会および(または)理事 会会議<u>およびアクティビティ</u>に出席することが奨 励される。支部会員には、親クラブの例会およびア クティビティに出席するよう奨励される。

クラブ付則第7条クラブ支部運営

1 **項 支部クラブ役員** 支部の構成員は支部長、 幹事、会計を選出しなければならない。上記三役 は支部連絡員とともに支部の執行委員会を組織 する。支部長は親クラブの理事会構成員となり、 親クラブの例会、理事会に出席し、支部の記録、 支部のアクティビティ計画の報告、月例財務報告 を提出して開かれた討論を奨励し、支部と親クラ ブの交流を図る。支部の会員は、親クラブの会合 に出席するよう奨励される。

旧(54版)

(アクティビティ参加を取り入れた条文に変更された。 国際本部翻訳を掲載し、文中の「支部会長」は「支部 長」に置き換える。支部長は委員長連絡会議で統一。)

ライオンズ必携第 55 版 P.133 別紙 A 会員種別表

会員種別	会費(国際, 地区,クラブ)の 即時支払い	クラブ活動参加	良好のイ メージを 示す言動	国際協会,地区,クラブの 役職に立候補	投票権	国際または地区の大会で代議員
正会員	要	要	要	可	可	可
賛助会員	要	可能な時	要	不可	クラブ事項のみ可	不可
準会員	要 クラブ会費のみ支 払う	可能な時	要	不可	地区大会(第1ク ラブ) クラブ事項のみ (両方)	不可
名誉会員	不要 クラブが該当する 国際および地区の 会費を支払う	可能な時	要	不可	不可	不可
終身会員	クラブ及び地区の 会費を支払い,国 際会費は支払わな い	可能な時	要	正会員の義務 を果たしてい れば可	正会員の義務を果 たしていれば可	正会員の義務を 果たしていれば 可
不在会員	要	可能な時	要	不可	可 (ただし, クラ ブ関係の事項の み)	不可
優待会員	要	可能な時	要	不可	可	可

(義務、権利と特権の2つの表を1つの表にまとめ、「定期的な出席」の欄を削除。なお、名誉会員の活動参加「不要」は 「可能な時」に変更された。)

ライオンズ必携第 55 版 P.136

2014-2015 議長連絡会議は家族会員の例会出席義務について検討し、クラブが採択できるように正会員の表を分割し、二人目以降の家族会員の表を挿入することが提案された。クラブ付則を改正する場合は、標準版クラブ付則第9条による。

別紙A

会員種別と義務

会員種別	定期的な出席 <mark>(例会)</mark>	会費(国際、 地区、クラ ブ)の即時支 払	クラブ活動 参加	良好のイメー ジを示す言動
正会員	要	要	要	要
一人目の家族会員/ 世帯主	要	要	要	要
二人目以降の家族 会員	(可能な時)	国際会費半額	可能な時	要
賛助会員	不要	要	要	要

(以下略)

権利および特権

会員種別		国際協会、地区、クラブの役職に立候補	投票権	国際または地区の大 会で代議員
	正会員	可	可	可
	一人目の家族会員/ 世帯主	可	可	可
二人目以降の家族 会員		可	可	百
	賛助会員	不可	クラブ事項の み可	不可

(以下略)

3. 複合地区会則の改正(2015年6月第61回334複合地区年次大会)

●第 16 条

註: 2015 年 6 月国際理事会で LCIF が新組織に変わり、国際理事会方針書第 16 章 LCIF が削除された。そのため第 17 章ライオン誌は第 16 章となり、以降の章もそれぞれ繰り上げされた。〔複合地区会則第 9 条 5 項〕

改正 (55 版)

旧 (54版)

ライオンズ必携第 55 版 P.153

◎第16条 地区ガバナー・キャビネット

3. 地区ガバナーはキャビネットの会議を主宰する。定例会議は年4回とし、その他必要に応じて開くことができる。これらの会議で地区ガバナー、前地区ガバナー、第1副地区ガバナー、第2副地区ガバナー、地区名誉顧問会議長、キャビネット幹事、キャビネット会計、リジョン・チェアパーソン、ゾーン・チェアパーソン、地区委員長および LCIF/GMT/GLT/FWT/100 周年記念地区コーディネーターに投票権が与えられる。(334複合地区)

ライオンズ必携第 54 版 P.152

◎第16条 地区ガバナー・キャビネット

3. 地区ガバナーはキャビネットの会議を主宰する。定例会議は年4回とし、その他必要に応じて開くことができる。これらの会議で地区ガバナー、前地区ガバナー、第1副地区ガバナー、第2副地区ガバナー、地区名誉顧問会議長、キャビネット幹事、キャビネット会計、リジョン・チェアパーソン、ゾーン・チェアパーソン、地区委員長およびLCIF/GMT/GLT地区コーディネーターに投票権が与えられる。(334複合地区)

4. 参考資料

P.215 公認プロトコール 役職の順位

(2014年10月スコッツデール国際理事会で、LCIF事務総長が新たに加わった。)

- 1. 国際会長
- 2. 前国際会長
- 3. 国際副会長(地位の順)
- 4. 元国際会長(b)
- 国際理事(a)
 (国際理事会アポインティ) */**
- 6. 元国際理事(c)
- 7. LCIF エリアコーディネーター、GMT/GLT エリアリーダー
- 8. 複合地区協議会議長(a)
- 9. 地区ガバナー
- 10. 協会事務総長
- 11. 協会幹事
- 12. 協会会計
- 13. LCIF 事務総長
- 14. 元協議会議長(a)
- 15. 前地区ガバナー(a)
- 16. 複合地区委員長、複合地区コーディネーター(LCIF、GMT、GLT を含む)
- 17. 第一副地区ガバナー
- 18. 第二副地区ガバナー
- 元地区ガバナー(a) (以下略)

その他主な改訂箇所:

P.23

まえがきの例会出席について、国際本部の方針により出席義務よりも参加重視に変更。

第二は、クラブ例会のあり方と出席義務の問題である。

正会員にはクラブの運営に直接参加する権利と義務がある。そして、当該クラブの運営の方向づけは例会の場において決まるのであるから、会員は自己の貴重な時間を割いて例会に出席することに努力すべきだが、出席率のみに重点を置いては会員減少につながりかねない。またメーク・アップ規則採用の選択はクラブに任せられており、当該クラブの事情によっては奉仕事業の参加に重きを置くことも可能である。

2014年国際協会はクラブ例会のあり方を見直し、「Your Club、 Your Way! (あなたのクラブ、あなたのやり方で)」新パンフレットを発行した。厳格な式次第に従いプロトコールや儀礼を重視する伝統的タイプ、サイバークラブとも呼ばれるテクノロジーを駆使しカジュアルな交流目的のつながり重視タイプ、伝統重視の例会を開きコミュニケーションはEメールやスマートフォンを使う混合タイプの3種類を掲げており、クラブは会員のニーズに合わせて、有意義な例会を作るよう提案している。

P.183、P.187 レオクラブ会則標準版

国際本部部署名の変更。「青少年プログラム課」→「レオクラブ・プログラム課」

P.213 LCIF 一般援助交付金の申請額変更。

US\$7,500 から US\$75,000 → US\$10,000 から US\$100,000

P.252 CEP クラブ向上プロセス Club Excellence Process※

※2015 年 4 月国際理事会で Club Quality Initiative に英語名が変更されている。

FWT 女性および家族チーム Family and Women Team

2014年10月国際理事会で、GMT・GLTの構造を反映する家族および女性会員増強組織を設けるパイロットプログラムが承認され、日本において実施されている。

P.262 百周年記念 Centennial Celebration

2017年にライオンズクラブ創立百周年祭を迎えるにあたり、「2018年6月までに1億人の人々に奉仕する」という百周年記念奉仕チャレンジの目標が掲げられた。また百周年記念会員増強賞が設けられ、百周年記念の期間中(2015年4月1日~2018年6月30日)に会員増加に貢献したライオンズ会員とライオンズクラブを称えるもので、会員とライオンズクラブは、1. 新会員のスポンサーと、2. 新クラブの結成の2つのカテゴリーにおける成果に基づき、特別な表彰を受けることができる。

P.265 マイエルシーアイ MyLCI (会員報告サイト)

国際協会が 2013 年開設したウェブサイト。クラブは eMMR ServannA から MyLCI ヘアクセスし、会員データを閲覧したり、会員名簿などを印刷できる。またアクティビティ報告や、会計計算書の確認のほか、会員カードの印刷を行うこともできる。

P.268 ライオンズクラブ国際財団 (LCIF) Lions Clubs International Foundation

1968年に国際協会によって設立された財団。2015-16からLCIFの組織が変わり、国際協会(LCI)とは別組織のLCIF理事会構成となった。LCIF国際理事 21 名、執行委員 7 名。